

事務所だより

第178号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

職場での熱中症による死傷発生状況

厚生労働省は、5月31日に令和5年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）の取りまとめを公表しました。

建設業と製造業が 全体の約4割

令和5年の職場での熱中症（※①）による死傷者（死亡・休業4日以上）は、1,106人（前年比279人・34%増）となり、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。年齢別では、50歳以上が全体の約5割となっています。

また、死亡者数は31人（前年比1人・3.3%増）で、業種別では、建設業で12人、警備業で6人と多く発生しています。

死亡災害事例

31件の概要

死亡災害事例31件の概要は、次のとおりです。

- 31件の被災者は、男性30名、女性1名
- 28件は、発症時・緊急時の措置の確認・周知していたことを確認できなかった。
- 25件は、暑さ指数（WBGT）（※②）の把握を確認できなかった。
- 18件は、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった。
- 12件は、糖尿病や高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事が明らかだった。

熱中症の月別死傷者数

令和1年以降の熱中症によ

る月別の死傷者数をみますと、約8割が7月または8月に発生していました。時間帯別みると15時台が最も多く、次に11時台が多くなっていました。このほか、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも見られました。

厚生労働省の 対策キャンペーン

先月号に掲載していますが、厚生労働省は「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を5月1日から9月30日まで実施しており、7月を重点取組期間としています。

それぞれの現場では、①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②作業を管理する者および労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと、について重点的に取り組んでください。

熱中症の応急手当

いつもと違うと思ったら、すぐに **119** 番



救急車到着まで



水をかけ 全身を急速冷却

（※①）熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻したりするなどして発症する障害の総称です。

（※②）暑さ指数（WBGT）とは、気温に加え、湿度、風速、放射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数です。

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続等に関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

育児・介護休業法、次世代育成支援法の改正

令和6年5月に育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法が改正されました。

育児・介護休業法の改正ポイント

- ① 3歳以上小学校入学前の子を養育する労働者に柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主に義務化
- ② 小学校入学前の子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限（残業免除）を受けることが可能に
- ③ 3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化
- ④ 子の看護休暇を見直し
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務化
- ⑥ 育児休業取得状況の公表義務が従業員数300人超の企業に拡大
- ⑦ 介護離職防止のための個別

の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主に義務化

次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

- ⑧ 法律の有効期限が、令和17年3月31日までに延長
- ⑨ 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が従業員数100人超の企業に義務化

Q 当社は昨年9月に設立し、今年初めて算定基礎届を提出します。

提出にあたり、対象者や対象月の給与がわかりません。なお、当社の給与は、当月20日締の翌月10日支払いです。

社会保険の算定基礎届

A 毎年7月1日から10日までの期間中に、その年の9月分からの社会保険料を決定するために算定基礎届の提出が必要です。

対象者は、7月1日現在使用している全ての社会保険（健康保険・厚生年金保険）の被保険者と70歳以上被用者です。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象外です。

- ・6月1日以降に社会保険の資格取得をした方
- ・6月30日以前に退職した方
- ・7月改定で月額変更届を提出する方

対象月の給与は4月から6月の報酬月額で、実際に支払った月の給与です。御社の場合は次の給与分となります。

4月10日支払分の給与、5月10日支払分の給与、6月10日支払分の給与の3か月

3カ月間の支払基礎日数が17日（短時間労働者は11日）未満の月がある場合は、その月は対象から除外して平均を算定します。

なお、決定された新しい標準報酬月額による9月分の保険料は、翌月控除の場合は10月に支払う給与から、当月控除の場合は9月に支払う給与から、控除します。

賞与支給日から5日以内

7月の労務手続
「提出先・納付先」

- 員数100人超の企業に義務化
- 【①⑤の施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日】
 - 【②③④⑥⑦⑨の施行日：令和7年4月1日】
 - 【⑧の施行日：公布の日（令和6年5月31日）】

- 賞与支払届の提出（支給が無い場合は、賞与不支給報告書を提出）
- 10日
- 健保・厚年の算定基礎届の提出期限
- 「年金事務所または健保組合」
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
- 「公共職業安定所」
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限

- 「都道府県労働局または労働基準監督署」
- 労働保険料の納付（延納第1期分）「郵便局または銀行」
- 15日
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出
- 「公共職業安定所」
- 31日
- 労働者死傷病報告の提出（休業4日未満、4月～6月分）「労働基準監督署」
- 健保・厚年保険料の納付「郵便局または銀行」

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL <http://k-fujita-sr.com>

編集後記

今年初めて10年目のエアコンのクリーニングを依頼しました。
洗浄後の水を見せてもらうと、予想を超えて黒色に・・・。
(ぎん)